

令和 7 年第 1 回都城市議会定例会付議請願件名表

番 号	件 名	頁
請願 7 第 1 号	高城観音池公園ミニパークゴルフ場整備に関する請願書	1
請願 7 第 2 号	「選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」 の提出を求める請願書	3

高城観音池公園ミニパークゴルフ場整備に関する請願書

請願書

令和7年2月14日

代表者 高城地区身体障害者福祉会

住所 都城市高城町石山1698

会長 永藤 雅明

紹介議員 自由民主党有志会

会長 徳留 八郎

紹介議員 会派 青 雲

会長 広瀬 功三

都城市議会

議長 神脇 清照 様

要 旨

高城観音池公園のパターゴルフ場をパークゴルフ場に整備して頂く事を切にお願いいたします。

理 由

本請願の主な目的は、障害者や高齢者の体力づくり、健康づくりの推進にあります。

パークゴルフは、年齢や障害の有無に関わらず楽しめるスポーツであり、市民の健康増進に大きく寄与すると確信しております。

現在の高城観音池公園観覧車周辺は遊具の撤去により閑散とした状況にあります。尚、パターゴルフ場周辺は木々がはびこり、遊歩道は昼でも暗い状況にあり、パークゴルフ場の整備は、公園の活性化にもつながり、親子連れや観光客の利用も期待できます。又、現在のパターゴルフ場の維持管理費用と利用状況を考慮すると、パークゴルフ場への転換は費用対効果の面でも有益であると考えます。

更に、市民の健康増進や医療費の削減にもつながり、市の財政面でもメリットがあります。障害者や高齢者が気軽に運動できる環境整備することは、共生社会の実現にも寄与するものです。

以上の理由により、高城観音池公園へのパークゴルフ場整備を市民の健康と福祉向上の為、速やかなご検討を強くお願いいたします。

署名人名簿

高城地区自治公民館連絡協議会

会長 上久保 正 巳

高城町商工会

会長 安 藤 武

高城町観光協会

会長 安 藤

高城地区自治公民館石山連絡協議会

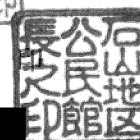
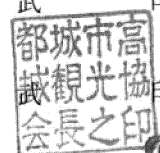
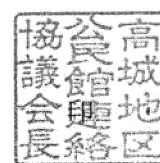
会長 山 本 正 行

高城地区高齢者クラブ

会長 富 山 リツエ

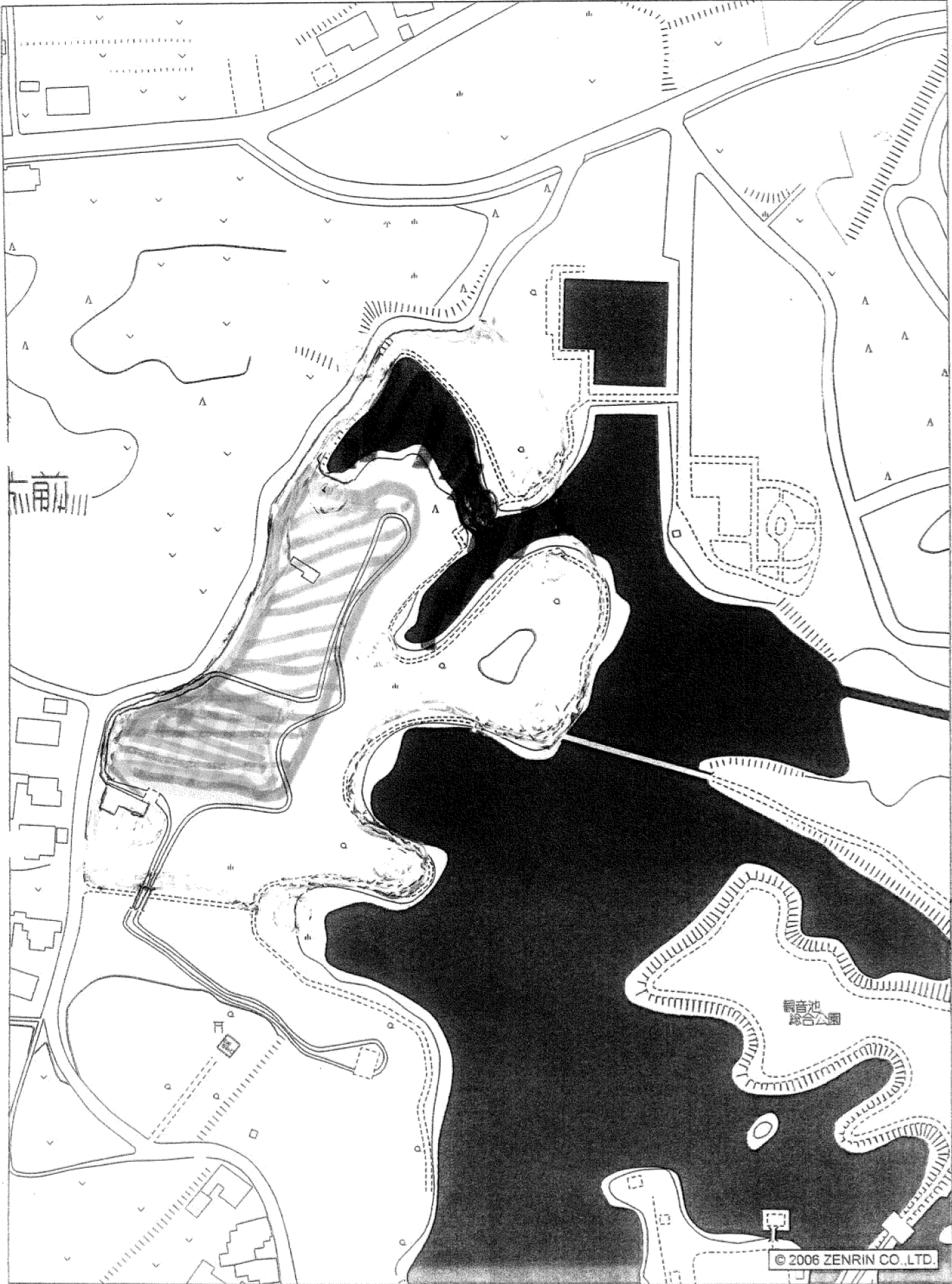
石山地区さんさんクラブ会

会長 久 保 悟



地図・・別添付・・緑色パターゴルフ場（イン：アウト2コースある）パークゴルフコースをピンク色に伸ばす。

以上の通り地方自治法124条により請願書を提出いたします。



請 願 書

都城市議会議長
神脇 清照 様

「選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の
提出を求める請願書

紹介議員

森 元

畑中 ゆう子

『選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書』の提出を求める請願

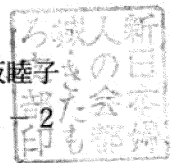
2025年3月6日

都城市議会
議長 神脇 清照 様

新日本婦人の会都城北諸支部

支部長 三阪睦子

885-0063 都城市梅北町3235



紹介議員

【請願趣旨】

現行の民法750条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定められています。しかし、夫婦同姓が義務付けられているもとで、結婚時に改正するのは、現在も95%が女性であり、同姓の強制は、個人の尊厳と男女平等、夫婦は対等平等との日本国憲法の趣旨にそぐわず、同姓か別姓かを選べる制度への転換が急がれます。

昨年10月、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して、「女性が夫の姓を名乗ることを余儀なくされていることは差別的」であり、選択的夫婦別姓制度にすべきと4度目の勧告を行いました。近年国内でも、各種世論調査で、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成の割合は、反対を大きく上回り、地方議会での意見書採択も469件（2025年1月30日時点）可決されています。昨年の総選挙でも、多くの政党が制度の導入・実現を公約しました。

夫婦同姓が強制される国は世界中で日本だけとなっています。日本政府が、国連の度重なる勧告にもかかわらず放置し続けることは許されません。

よって都城市議会でも国会及び政府に対して、民法を改正して選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を採択していただきますよう請願します。

記

1. 『選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書』を提出してください。

以上のとおり地方自治法124条により請願書を提出します。

【意見書例文】

選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書（案）

国連の女性差別撤廃委員会は、昨年１０月、日本政府に対して、選択的夫婦別姓制度の導入を求める４度目の勧告を行った。

現行の民法７５０条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定められている。夫婦同姓が義務付けられているもとで、結婚時に改正するのは、現在も９５％（２０２３年時点）が女性である。姓の変更は、仕事や社会生活を送るうえでさまざまな不便・不利益をもたらしている。多くの女性が、仕事や研究等を続けるにあたり、不都合・不利益を被ったという例もあり、さらには旧姓の通称使用においても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱えている。家族の在り方は多様化し、夫婦・家族のかたちは様々である。個人の選択に寛容な社会をつくっていくことが求められている。

近年国内でも、各種世論調査において、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成の割合は、反対を大きく上回っている。日本経済団体連合会は昨年６月、選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言を公表し、業界や世代を超えて反響が広がった。地方議会においても２０２５年１月３０日時点で４６９件の意見書が可決されている。昨年の総選挙でも早期の導入を求める意思が示された。

１９９６年に法務省の法制審議会が選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正について答申したが、実現されないまま３０年近くが経過した現在も、日本政府は実現に向けた措置を行っておらず、日本は世界で唯一の同姓を強制する国となっている。日本政府が、国連の女性差別撤廃委員会の度重なる勧告にもかかわらず、放置し続けることは、もはや許されることではない。

よって、都城市議会は、国会及び政府に対して、民法を改正して選択的夫婦別姓制度の導入を求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

